

詳しい日程、会場、持ち物などは次ページをご覧ください

始めにチェック!

★平成24年1月1日現在、本市に住所のある人が対象です。

私は確定申告が必要ですか?

スタート
平成23年中の収入がある

はい → Dへ
いいえ → 同一世帯の人に扶養されている
いいえ → Bへ

- 給与収入がある **1**へ
- 公的年金収入がある **2**へ
- 保険の満期返戻金など一時的な収入がある **3**へ
- 農業所得、不動産所得、事業所得のいずれかがある(自営業・外交員・内職など) **C**へ
- 譲渡所得がある(土地や建物を買ったり、株式の取引による収入など) **A**へ

1 勤務先で年末調整を済ませた

- はい → 年末調整をした給与所得以外に、ほかの会社の給与収入や農業所得など、ほかの所得がある → **A**へ **C**へ
- いいえ → 源泉徴収票に源泉徴収税額の記載がある → **A**へ **C**へ

はい → ほかの所得が20万円以下である → **B**へ **A**へ

いいえ → 医療費控除など控除内容に変更がある → **C**へ **D**へ

2 公的年金収入が400万円以下である

- はい → 公的年金以外の所得がある → **A**へ
- いいえ → **D**へ
- はい → 公的年金以外の所得が20万円以下である → **B**へ
- いいえ → **A**へ

3 収入-必要経費-50万円が0円より大きくなる

- はい → **C**へ
- いいえ → **D**へ

- A** 所得税の確定申告が必要です
- B** 市県民税の申告が必要です
- C** 所得税または市県民税の申告が必要です
※金額や内容によって、申告の種類が異なります。
- D** 申告の必要はありません

詳しくは8・9ページをご覧ください

★ 所得税の確定申告を行うと、市県民税の申告をしたものとみなされます。

■記号の説明・・・ 問=問い合わせ IP=IP電話

保存版

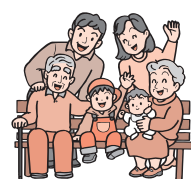
市県民税・所得税の申告はお早めに

2月16日(木)～3月15日(木)



平成24年度市県民税と平成23年分所得税の申告の受付が始まります。期間中は大変混み合いますので、所得税の申告書はご自分で作成され、税務署へ郵送するなど早めに済ませましょう。

問 市民税課
0748-2415604
IP 0505180115604



確定申告のページだけを抜き取って保存できます。



申告が必要なときの 申告の方法は？

所得税の申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で、自宅で作成できます。

また所得税の申告書は、市民税課、各支所市民福祉グループ、近江八幡税務署にも用意しています。

◆**特設の申告会場で提出** 詳しくは下記をご覧ください。

◆**近江八幡税務署へ郵送** 近江八幡税務署 ☎0748-33-3141
〒523-8502 近江八幡市桜宮町243番地2

◆**市役所本庁・各支所に設置の「申告書提出ポスト」へ提出**

1月4日(水)から3月15日(木)まで。本庁は24時間(土・日・祝日を含む)、支所は平日の8:30~17:15に設置します。

◆**インターネットから申告できる「e-Tax」**

詳しくは下記をご覧ください。

申告に関するお問い合わせ、
ご相談は下記まで

☎市民税課

☎0748-24-5604 IP0505-801-5604

各支所市民福祉グループ

永源寺支所

☎0748-27-2183 IP0505-801-2183

五個荘支所

☎0748-48-7310 IP0505-801-7310

愛東支所

☎0749-46-2261 IP0505-801-2261

湖東支所

☎0749-45-3703 IP0505-801-3703

能登川支所

☎0748-42-9912 IP0505-801-9912

蒲生支所

☎0748-55-4884 IP0505-801-4884

申告受付 日程と会場

いずれの会場も市内全地区の人が対象です

受付日 (土・日・祝日は除く)	会場・受付時間(12:00~13:00は除く)	★申告に必要なものは9ページをご覧ください	
1日(水)~ 3日(金)	やわらぎホール(能登川支所隣) 10:00~15:30	還付申告会場 ★医療費控除など、還付申告の人が対象です。	◆やわらぎホールでは、税務署によるパソコンを利用した電子申告を推進しています。ぜひご利用ください。
	14日(火) 15日(水)		
2月 16日(木) ~ 29日(水)	市県民税・確定申告のいずれも受付		市県民税の申告のみ受付
	八日市文化芸術会館 9:30~16:30 ★2月20日(月)~2月29日(水)は、税理士による事業所得者を中心とした「地区相談会場」と、近江八幡税務署による「パソコンを利用した指導申告会場」を併設します。(土・日除く) ㊦事業所得者・不動産所得者(青色申告・白色申告は問いません) ※譲渡の相談(土地建物や株式)は行いませんので、近江八幡税務署で申告をお願いします。 ◆2月14日(火)~3月15日(木)は、八日市文化芸術会館に e-Tax用のパソコンを用意しますので、ぜひご利用ください。(電子証明つきの住民基本台帳カードが必要です)		※確定申告が必要な人は八日市文化芸術会館へお越しください。 2月20日(月) ~ 2月24日(金) 時間は いずれも 9:30~ 16:30 五個荘支所 愛東支所 蒲生支所 政所出張所 永源寺支所 湖東支所 能登川支所
3月 1日(木) ~ 15日(木)	日曜日の申告のご案内		申告されるみなさまにお願い 収支内訳書・医療費明細書 は事前に作成をお願いします。
	3月11日(日) 受付時間：9:30~15:00 		

ご存じですか? 「e-Tax」

住民基本台帳カードに電子証明書を付けて所得税の確定申告をe-Tax(国税電子申告・納税システム <http://www.e-tax.nta.go.jp>)で行うと、最高4,000円の所得税の税額控除が受けられます(平成19~22年分の確定申告でこの控除を受けた場合は受けられません)。詳しくはお問い合わせください。

近江八幡税務署 ☎0748-33-3141



介護保険の要介護認定を受けている人の控除

◎要介護認定を受けている高齢者が、障害者控除の対象になる場合

介護保険法による要介護認定を受けている人で、認知症や寝たきり度が重度の満65歳以上の人が対象となります。市発行の『障害者控除対象者認定書』が必要です。

◎おむつの費用が医療費控除の対象になる場合

寝たきりの状態で治療上おむつの使用が必要な場合は、おむつ代が控除の対象になります。

初めて控除を受ける人は、医療機関発行の『おむつ使用証明書』、2年目以降の人は市発行の『確認書』が必要です。なお、2年目以降でも「主治医意見書」でおむつの使用が確認できない場合は、医療機関の発行する『おむつ使用証明書』が必要になる場合があります。

*上記の手続きについては、確定申告の前に下記の窓口でお願いします。

☎長寿福祉課

☎0748-24-5678 IP0505-801-5678

もしくは各支所市民福祉グループ



申告に必要なもの

- 申告書（送付されている人は必ずご持参ください）
- 認印（朱肉を必要とする印鑑）
- 源泉徴収票（給与収入もしくは年金収入のある人。コピーは不可）
- 社会保険料納付確認書（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納付している人には1月中旬に発送予定）
- ※国民年金は、日本年金機構から送付された控除証明書を、必ずご持参ください。
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費の領収書（23年中に支払った原本。受診者、医療機関ごとに集計し、明細書を作成してください）
- 障害者手帳・療育手帳など（障害者控除を受ける人）
- 収支内訳書（農業や事業、不動産所得のある人）
- 寄附金の受領書（寄附金控除を受ける人）
- 住宅借入金控除関係書類（住宅借入金等特別控除を受ける2年目以降の人）
- そのほかの所得や経費の証明書類
- 還付を受ける人は、申告者本人の金融機関の口座がわかるもの



こんなときは、税務署で申告を

次の所得などに関する申告は、八日市文化芸術会館・支所では受付できません。近江八幡税務署で申告をお願いします。

- ① **譲渡所得** 土地・建物の売買や株式の取引による収入などの申告。上場株式などに係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ② **配当所得** 上場株式の配当などで申告分離課税の適用を選択したもの
- ③ **FX**（外国為替証拠金取引）
- ④ **住宅取得控除**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除や住宅耐震改修・住宅特定改修、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を新たに申告する場合
- ⑤ **青色申告**

ただし、2月20日(月)～29日(水)は八日市文化芸術会館でも受け付けます。

詳しくは8ページ(★の説明)をご覧ください。



平成23年度の税制改正

◆扶養控除の内容

Ⅱ平成23年分の申告から改正

子ども手当の創設及び高校の実質無償化に伴い、所得税・市県民税ともに、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止され、16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除が縮小されます。

◆公的年金等所得者の申告基準

Ⅱ平成23年分の公的年金から改正

公的年金等の収入額が4百万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告が不要になりました。ただし、市県民税の申告は必要です。

市県民税の申告書は郵送でも受け付けています。

◆寄附金関連の控除を新設

- ① **特定震災指定寄附金特別控除** 震災関連の一定の寄附をしたとき
 - ② **認定NPO法人寄附金特別控除** 認定NPO法人に寄附をしたとき
 - ③ **公益社団法人等寄附金特別控除** 一定の要件を満たす公益社団法人などに寄附をしたとき
- ※申請には寄附金の受領書などが必要です。



東日本大震災の被災者などに対する税制上の措置については、国税庁ホームページに掲載されています。